

【重要事項説明書】

別紙 2

利用料金表

(令和3年4月1日現在)

[基本部分]

1. 居宅介護

①身体介護中心型と身体介護を伴う通院等介助中心型

サービス時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	以降30分毎 追加
基本単位	255 単位	402 単位	584 単位	666 単位	750 単位	833 単位	83 単位
料金	2,703 円	4,261 円	6,190 円	7,059 円	7,950 円	8,829 円	879 円

※「身体介護を伴う通院等介助中心型」は、障害支援区分2以上で認定調査の所定の項目に該当する方が利用できます。

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

②家事援助中心型

サービス時間	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満	1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 1時間45分未満	以降15分毎 追加
基本単位	105 単位	152 単位	196 単位	238 単位	274 単位	309 単位	35 単位
料金	1,113 円	1,611 円	2,077 円	2,522 円	2,904 円	3,275 円	371 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

③身体介護を伴わない通院等介助中心型

サービス時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	以降30分毎 追加
基本単位	105 単位	196 単位	274 単位	343 単位	69 単位
料金	1,113 円	2,077 円	2,904 円	3,635 円	731 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

2. 重度訪問介護

①著しく重度の方 (例: 障害支援区分6に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障があり人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 等)

サービス時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満
基本単位	213 単位	316 単位	422 単位	527 単位	633 単位	736 単位	842 単位
料金	2,257 円	3,349 円	4,473 円	5,586 円	6,709 円	7,801 円	8,925 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

②障害支援区分6の方

サービス時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満
基本単位	201 単位	298 単位	398 単位	497 単位	597 単位	694 単位	794 単位
料金	2,130 円	3,158 円	4,218 円	5,268 円	6,328 円	7,356 円	8,416 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

※4時間以上は、国の定める基準による。

③ 上記①・②以外の方

サービス時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満
基本単位	185 単位	275 単位	367 単位	458 単位	550 単位	640 単位	732 単位
料金	1,961 円	2,915 円	3,890 円	4,854 円	5,830 円	6,784 円	7,759 円

※単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.6円を乗じます。

※4時間以上は、国の定める基準による。

[加算]

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目	加算	基本単位		料金	算定要件	算定回数等
		居宅介護	重度訪問介護			
加算項目	特定事業所加算 (I)	上記基本部分の20%		左記の単位数 × 地域区分 (10.6)	サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件のいずれかに適合するかで加算区分が変わります。要件を満たすいずれか1つのみの加算を算定となります。	1回につき
	特定事業所加算 (II)	上記基本部分の10%				
	特定事業所加算 (III)	上記基本部分の10%				
	特定事業所加算 (IV) ※居宅訪問介護のみ	上記基本部分の5%				
	緊急時対応加算	100		1,060円	ご利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅介護計画（または重度訪問介護計画）にない居宅介護サービスを緊急的に行った場合等に加算となります。	1回の要請に対して1回 (月2回を限度)
	利用者負担上限額管理加算	150		1,590円	複数のサービス事業所をご利用されている方の一月の各事業所利用単位数をまとめて、利用料金などを管理する登録事業所になった場合に算定となります。	月1回を限度

加算項目	初回加算	200		2,120円	新規に居宅介護計画（または重度訪問介護計画）を作成したご利用者に対して、初回に実施した居宅介護等と同月内に、サービス提供責任者が、自ら居宅介護等を行う場合又は他の訪問介護員等が居宅介護等を行う際に同行訪問した場合等に算定します。	初回利用のみ1月につき	
	福祉専門職員等連携加算 ※居宅訪問介護のみ	564		5,978円	サービス提供責任者が障がい特性の理解や医療機関等専門機関との連携等の課題に対応するために、精神障害等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の方の心身の状況等の評価を一緒に行った場合に算定となります。	1回につき (90日の間、3回を限度)	
	行動障害支援連携加算 ※重度訪問介護のみ	584		6,190円	行動障害を有する方に対して適切な支援を行うために、サービス提供責任者が「手順書等」の作成者と連携して利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に算定となります。	1回につき (30日の間、1回を限度)	
	移動介護加算 ※重度訪問介護のみ	1時間未満	100		1,060円	外出時における移動中の介護を行った場合に算定となります。	1回につき (移動介護に要した時間で算定)
		1時間以上 1時間30分未満	125		1,325円		
1時間30分以上 2時間未満		150		1,590円			
2時間以上 2時間30分未満		175		1,855円			
2時間30分以上 3時間未満		200		2,120円			
3時間以上		250		2,650円			
移動介護緊急時支援加算 ※重度訪問介護のみ	240		2,544円	ヘルパーが運転する自動車にて障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合算定します。	1日につき		
加算項目 (所定単位数から算定)	福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1月の利用料金の27.4%	1月の利用料金の20.0%	左記の単位数 × 地域区分 (10.6)	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。キャリアパス要件や職場環境等要件をどこまで満たしているかで加算区分が変わります。ただし、算定できるのはいずれか1つのみです。	1月につき ※基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)×加算率	
	福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1月の利用料金の20.0%	1月の利用料金の14.6%				
	福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1月の利用料金の11.1%	1月の利用料金の8.1%				
	福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	処遇改善加算(Ⅲ)の90%					
	福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)	処遇改善加算(Ⅲ)の80%					
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月の利用料金の7.0%	1月の利用料金の7.0%	左記の単位数 × 地域区分 (10.6)	上記の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得しており、処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること、また処遇改善加算に基づく取組について、障害福祉サービス等情報公表システムへの掲載等を通じた見える化を行っている場合に算定します。	1月につき ※基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)×加算率	
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月の利用料金の5.5%	1月の利用料金の5.5%				

◇ 留意点 (共通) ◇

- ①ご利用金額は、ひと月のサービス利用総単位数及び各加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く）と福祉・介護職員処遇改善加算の単位数、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の単位数を加えた合計単位数に10.6円を乗じた金額（1円未満は切り捨て）となります。そのため、掲載している表の金額を合計した金額とは異なることがあります。
- ②障害者総合支援法の適用がある場合は、ご利用金額の1割が利用者負担金になります。ただし「障害福祉サービス受給者証」に記載されている「利用者負担上限月額」の範囲内となっております。
- ③「障がい福祉サービス受給者証」で定められている支給量を超える利用にかかる費用は、利用者の全額自己負担となります。
- ④早朝時間帯（午前7時～午前8時）又は夜間時間帯（午後6時～午後9時）のサービスは、25%増となります。
- ⑤「障がい福祉サービス受給者証」の特記事項に「2人介助」の記載がある場合で、訪問介護員2人でサービスを提供した場合は、2人分の料金が利用者負担金となります。
- ⑥新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の0.1%に相当する単位数を加算します。
- ⑦ その他掲載以外の事項につきましては、厚生労働省の関係告知に準ずるものとさせていただきます。